

別記3

地域をけん引する経営体機械等整備支援事業

第1 事業の目的

既存産地の再生や新規産地を形成していく上で、自らが有する出荷体制や販路、技術等を、地域の農業者や農業法人に波及あるいは共有し、地域の中核となって産地化を図ることが可能な経営体“地域をけん引する経営体”の参入を進め、この経営体を核とし地域の農業法人・農業者を巻き込んだ産地づくりを推進するため、「地域連携・産地づくり計画」策定要領（令和元年9月13日付け農第882号）で定める計画（以下地域連携・産地づくり計画という。）の達成を支援する。

第2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要かつ国庫補助事業で対象とならない機械等（運搬用トラック、倉庫、フォークリフト等農林水産業生産活動の範囲外にも併用できるもの）の整備に要する経費に対し支援を実施する。なお、補助率等は交付要綱別表3のとおりとする。

第3 事業実施主体

地域連携・産地づくり計画の認定を受け、次の全てを満たす者とする。

- (1) 交付申請時において、事業担当者（臨時的職員を除く。）が1名以上確保される等、経営管理を含む実施体制が整っていること。
- (2) 市町村等の関係機関と連携が図られていること。
- (3) 活用農地及び活用土地について、交付申請時まで、農地法（昭和27年法律第229号）若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づく権利設定・移転、農地転用等、島根県土地利用対策要綱（昭和60年島根県告示第330号）に基づく開発協議等の必要な手続きが完了しており、かつ、適正に利用されること。
- (4) 事業実施に当たって補助残及び運転資金等の必要な資金が確保されていること。
- (5) 交付申請時において、総会若しくは取締役会又は役員会での議決を得ていること。
- (6) 製造免許、有資格者の設置等関係法令等に基づく必要な手続き等が完了しているか、又は、事業実施予定期日までに完了することが確実であること。また、事業が免許、法令等に基づき適正に実施・運用されること。
- (7) 農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行い、農林産物について国際水準GAP（美味しまねゴールド等）の認証を取得している者又は事業実施の翌年度末までに取得することが確実な者。非食用農産物は農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理に取り組む者。
- (8) 企業の直接進出に当たって定款変更等の必要な手続きが完了していること。
- (9) 新たに子会社又は関連会社を設置して進出する場合は、補助金交付申請時までに当該子会社又は関連会社の登記が完了していること。事業所を設置して進出する場合は、島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）に基づく設置の届出が完了していること。
- (10) 進出1年以内に島根県内において認定農業者（基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に

規定する果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた者)となること。

第4 補助対象経費、補助率等

事業費補助金の対象経費、補助率等は、交付要綱別表3に定めるところによる。

第5 事業の実施手続き

本事業の実施の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体が、事業を実施するときには、進出する住所地の市町村長、地域農業再生協議会長又は地域担い手育成総合支援協議会長(以下「市町村長等」という。)が別に定める交付要綱に基づく交付申請書に、実施計画書(別記3様式第1号)を添付して、市町村長等に提出するものとする。
- (2) 市町村長等は、事業実施主体から実施計画書の提出があったときには、これを審査し適当と認めた場合は、交付要綱第3に基づき、交付申請書(様式第1号)に事業実施主体から提出のあった実施計画書(別記3様式第1号)を添付し、隠岐支庁又は農林水産振興センター(以下「センター等」とする)を経由して知事に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、交付要綱第4に基づき、重要な変更を行おうとするときには、(1)及び(2)に準じて行うものとし、変更実施計画書(別記3様式第1号)を市町村長等に提出するものとする。
- (4) 市町村長等は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第5に基づき概算払請求書(様式第4号)をセンター等を経由して知事に提出するものとする。
- (5) 市町村長等は、事業が完了したときは交付要綱第6に基づき、完了報告(様式第5号)をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
- (6) 交付要綱第7により行う事業の実績報告は、実績報告書(様式第6号)に別記3様式第1号を添付してセンター等を経由して提出するものとする。

第6 経営状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から地域連携・産地づくり計画の目標年度まで(事業実施年度が地域連携・産地づくり計画の目標年度の場合は、当該年度分)の経営状況について、別記3様式第4号により、毎年5月末までに市町村等に提出するものとする。
- (2) 市町村長等は、事業実施主体から提出のあった経営状況報告書について適当と認めたときは6月末までにセンター等を経由して知事に提出するものとする。

別記3様式第1号

年度 地域をけん引する経営体機械等整備支援事業 実施計画書(変更実施計画書/実績報告書)

1 事業実施主体の概要

法人名	
代表者名	
所在地	-----
設立年	
雇用員数	正規雇用
	派遣雇用
	臨時雇用
構成員数	
関連企業名(業種)	

※県外企業の場合の所在地は、上段に県内の所在地又は事業所の所在地を記入し、下段に本社の所在地を記入してください。

※構成員数は、事業実施主体が知事特認組織である場合に記入してください。

※関連企業が複数ある場合は、全て記入してください。

2 島根県内での農業生産活動開始時期

年 月

3 目指す農業経営の概要

--

4 補助事業導入の目的・期待する効果(導入した成果)

--

5 添付書類

・補助事業の計画(別記3様式第2号)

補助事業の計画(変更計画/実績)

1 事業内容

事業内容	事業量 (単位)	総事業費 (円)	補助事業に要 する経費(a)+(b) (円)	補助対象経費の負担区分				施行箇所又は実 施場所	施行計画		備考
				県 (a) (円)	市町村等 (b) (円)	その他			着手予定 年月日	完了予定 年月日	
						制度資金 (円)	自己資金 (円)				
合計	-	0	0	0	0						

注1) 事業実施主体や事業内容が複数あり、記入欄が不足する場合は、適宜表又は行を追加して作成するか、実施主体ごとに作成してください。

注2) 当初の事業計画書に変更が生じた場合は、変更前を上段に()書きとし、下段に変更後の内容を記載してください。

2 添付書類

(実施計画)

- ・地域連携・産地づくり計画および認定書の写し(※地域連携・産地づくり計画で定める添付資料も含めて提出)
- ・機械等利用計画(別記3様式第3号)
- ・国際水準GAP(美味しまねゴールド等)の認証取得状況、取得に向けた計画等(非食用農産物は農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン(その他非食用)」に準拠した農場管理に取り組んでいるか等)が分かる資料(別記3様式第5号)
- ・実施設計書
- ・導入する施設、機械の規模決定根拠
- ・施設、機械管理規定
- ・事業費積算内訳(見積書等の事業費の根拠がわかるもの)
- ・事業内容がわかるもの(カタログ、設計書等)
- ・施設等の整備(保管)場所が分かる図面、現況写真
- ・事業実施を決定したことがわかる書類(議事録等)
- ・定款、構成員名簿、法人設立登記事項全部証明書の写し
- ・決算書等の経営状況が分かる資料の写し
- ・その他必要な資料

(実績報告)

- ・出来高設計書
- ・施設、機械管理規定
- ・施設等の整備(保管)場所が分かる図面、完了写真、完成図面
- ・財産管理台帳
- ・事業実績の分かるもの(入札書、見積書、発注書、契約書等)
- ・納品書、請求書、領収書
- ・補助事業専門通帳(口座)の写し
- ・その他必要な資料

別記3様式第3号

機械等利用計画・利用実績

施設・機械名	利用作目(又は用途)	耐用年数	利用計画・利用実績					
			地域連携・産地づくり 計画の期間	初年度 ()	2年後 ()	3年後 ()	4年後 ()	目標(5年後) ()
			※事業実施年度					
			計画					
			実績					
			達成率	%	%	%	%	%
			計画					
			実績					
			達成率	%	%	%	%	%
			計画					
			実績					
			達成率	%	%	%	%	%
			計画					
			実績					
			達成率	%	%	%	%	%

※事業実施年度に○を記入すること

市 町 村 長 等 様

事業実施主体 氏 名

(年) 地域をけん引する経営体機械等整備支援事業 経営状況報告書

このことについて、担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱別記3の第6に基づき提出します。

(注)地域連携・産地づくり計画に実績を記入し添付してください。

- 生産量、売上高、所得(税引後当期利益)のうち、直近決算期の額が当該年の計画での額を下回った場合、その主な原因と今後の対策

項目	計画を下回った主な原因	今後の対策
生産量		
売上高		
所得		

- 国際水準GAP取得年月日(非食用作物及び繁殖牛の場合は準拠開始年月日)

作目名:

年 月 日(取得(準拠)・取得(準拠)予定)

(予定の場合、その理由と取得(準拠)に向けた取組計画)

- 添付資料

- ・機械等利用実績(別記3様式第3号)
- ・決算書等の経営状況が分かる資料の写し
- ・その他必要な資料

農業生産工程管理(GAP)の取組状況

作物名※

※導入機械等に係る作目は必須(それ以外は任意)

※導入機械等に係る作目が複数の場合は主な作目について取得

取り組み状況	チェック欄 (該当に○)	
<p>農林産物の場合は、既に美味しまね認証(ゴールド)等の国際水準GAPを取得している。非食用農産物の場合は、農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン(その他非食用)」に準拠した農場管理に取り組んでいる。また、繁殖牛は、県が策定した「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理」に準拠した農場管理に取り組んでいる。</p>		<p>国際水準GAP取得時期</p> <p style="text-align: right;">年 月</p> <p>非食用、繁殖牛等準拠開始時期</p> <p style="text-align: right;">年 月</p>
<p>上記について、事業実施の翌年度末までの取得(準拠)に向けた農場管理の改善に取り組んでいる。</p>		<p>国際水準GAP取得予定時期</p> <p style="text-align: right;">年 月</p> <p>非食用、繁殖牛等準拠開始予定時期</p> <p style="text-align: right;">年 月</p>